

第三八回

参第三五号

売春防止法の一部を改正する法律（案）

売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一章 総則（第一条 第四条）
第二章 刑事処分（第五条 第十六条）」

を

「第一章 総則（第一条 第三条）
第二章 刑事処分（第四条 第十六条）」

に改める。

第一条中「売春を助長する行為等」を「売春及び売春を助長する行為等」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第二章中第五条の前に次の一条を加える。

（売春等）

第四条 売春をした者又はその相手方となつた者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七条第一項及び第八条第二項中「親族関係」を「親族、業務、雇用その他の特殊な関係」に改める。

第十二条中「人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせること」を「いかなる方法によるかを問わず、人に売春をさせること」に改める。

第十六条前段中「第五条の罪」を「第四条又は第五条の罪（以下「売春罪」という。）」に、「その罪」を「売春罪」に、同条後段中「第五条の罪」を「売春罪」に改める。

第十七条第一項中「第五条の罪」及び「同条の罪」を「売春罪」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、裁判所は、第二十三条の二の規定により、二回に限りこれを更新することができる。

第十九条中「第五条の罪」を「売春罪」に改める。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（補導処分の期間の更新）

第二十三条の二 婦人補導院の長は、婦人補導院に収容されている者の補導処分の期間が満了する場合において、その者がまだ社会生活に適應する状態に達していないと認めるとき又はその者の更生の妨げとなる心身の障害があると認めるときは、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方裁判所に対して、補導処分の期間を更新すべき旨の決定の申請をすることができる。

2 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を収容中の婦人補導院の職員の意見を聞かなければ

ればならない。

3 裁判所は、本人が第一項の状況にあると認めるときは、補導処分の期間を更新する決定をしなければならない。

4 婦人補導院の長が裁判所に対し、第一項の申請をした場合には、補導処分の期間の経過後であつても、裁判所から決定の通知があるまでは収容を継続することができる。

第二十三条の三 補導処分の期間の更新の決定に対しては、二週間以内に抗告することができる。

第二十三条の四 補導処分の期間の更新及び抗告に関して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三十二条第二項中「第五条の罪」を「売春罪」に改める。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

2 この法律の施行前に補導処分に付された者に対する補導処分の期間については、なお従前の例による。

理 由

売春防止法施行の状況にかんがみ、売春をした者及びその相手方となつた者を新たに処罰の対象とするとともに、売春をさせる者の処罰及び売春をさせることを業とする者の処罰について刑罰規定を補整し、また、補導処分の期間を二回に限り更新することができることとすることによつて、更生のための補導を徹底させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。